



地域文化を掘り起すシリーズ「市内の小学校」

市史編纂室 山田 雄造

57

北谷小学校

旧北谷小学校の校歌碑の裏面に、平成九年三月三十一日勝山市立北谷小学校が一二〇年余の歴史の幕を閉じ、翌年四月、私立かつやま子ども村小学校が開校した。」と刻まれている。

北谷地区の学校の歴史をたどっていくと、山間部のため分教場が多かった。明治7年(1874)に2つの小学校が設立された。栃神谷区(現村岡町)に河合・木根橋・小原・中尾・北六呂師の6区で、溪崎小学校が設立された。木根橋(河合含む)と小原には分教場が置かれた。同じく谷区に谷小学校(杉山・中野保)には分教場が設立された。

明治19年、木根橋区に河合・小原の3区で木根橋小学校が置かれたが、23年に廃校となり、河合に木根橋・中尾・北六呂師の4区で簡易科河合小学校が置かれる。26年には谷小学校を合併し北谷尋常小学校となった。20年に中野保と2区で杉山に置かれた杉山小学校も、同年合併

するが分教場が置かれた。

明治23年小原には独立の学校が設けられ昭和10年3月まで存続し、4月からは小原分教場となる。戦時下、北谷村国民学校と改称され、戦後昭和22年新学制のもとに河合に村立の北谷小学校、北谷中学校が新設された。中学校は同41年に中部中学校に併合された。

その後の分教場については以下のような歴史をたどる。昭和24年に小原に冬季中学校仮分校が、26年に中野保に中学仮分校が、同年、杉山に冬季中学仮分校が設けられた。しかし中野保は40年、小原は平成5年(1993)、杉山は同9年閉校した。なお、昭和63年度と平成元年度2



昭和34年の小原校

「やま」の時の強い味方「成年後見制度」

健康体育課(すこやか)内 ☎87-09000



成年後見制度ってなに?

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、ひとりで決めることに不安や心配のある人は、日々の生活の中で様々なことに支障が出てきます。

このような判断能力が不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

この制度では、「財産の管理」、医療や介護などにつながる「生活の支援」の分野から支援します。

財産の管理のケース

- 預貯金や不動産などの財産管理
- 税金や保険料、公共料金、介護費用などの支払
- 遺産相続の話し合いへ本人の代理で参加
- 不利益な契約の取消

生活の支援のケース

- 適切な医療を受けるための手配
- 要介護認定の申請
- 介護、障害サービスの利用契約
- 住む場所を決めるための契約



成年後見制度の種類

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

法定後見制度

本人や親族などの申立てによって家庭裁判所で選ばれた成年後見人などが支援する制度です。

判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」に分けられます。

任意後見制度

元気なうちに、将来に備えて、あらかじめ契約などで代理人を選んでもおくことができる制度です。本人の判断能力が低下した時に家庭裁判所に申立てをすると支援を開始します。

9月議会 一般会計補正予算などを可決

議会事務局(市役所3階) ☎88-8100



工事に対する助成などで、11億7000万4千円を増額し、総額は141億9687万9千円となりました。

◆条例(一部改正・制定)

- 。勝山市都市公園条例(一部改正)
- 。猪野瀬まちづくり会館の設置及び管理に関する条例(一部改正)
- 。火災予防条例(一部改正)
- 。勝山市火災予防条例(一部改正)
- 。勝山市都市計画審議会条例(一部改正)

◆その他

令和5年度勝山市一般会計補正予算が可決されたほか、10議案が可決、3議案が同意されました。また諮問1件が異議なし、陳情4件のうち1件が採択、2件が不採択、1件が継続審査となりました。

◆委員の選任・任命

公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、監査委員の選任について同意されました。

決まった内容

◆一般会計補正予算

令和5年度の一般会計補正予算が可決されました。

主な内容は、大雨災害に対する復旧事業、燃料・物価高騰に対する支援、社会福祉施設の改築および改修



招集あいさつ 全文はこちら

9月定例会市議会が9月12日(29日の18日間の日程で開かれました。水上市長は、招集あいさつの中で新型コロナウイルスワクチン接種、防災対策、新種恐竜化石および恐竜を生かした観光の動向、新中学校の建設、開校に向けた進捗状況などについて述べました。

成年後見制度利用までの流れ (法定後見制度)

本人や配偶者、四親等内の親族などが申立てを行います。※身寄りがいない、または音信不通の場合には、市長申立てを行うことができます。

家庭裁判所へ申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所(勝山市の場合は福井家庭裁判所)

審判(成年後見人等の決定)

家庭裁判所の調査官等による聞き取りや調査が行われ、成年後見人になる人を選任

後見の開始

審判の内容が登記され、開始 ※親族以外の後見人等の場合、報酬が必要

申立て後、約2~3ヵ月で支援が開始されます。

成年後見制度のしくみや概要についてのお問い合わせ

【高齢者の方】

地域包括支援センター 「やすらぎ」(すこやか)内 ☎87-09000

【障がいのある方】

福祉課(すこやか)内 ☎87-0777

【法人による後見事業所】

勝山市社会福祉協議会 成年後見サポートセンター 「やまの愛」(すこやか)内 ☎88-1177

専門的な相談は「ふくい嶺北成年後見センター」へ(相談無料)

勝山市、福井市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町の7市町が共同で設置した「ふくい嶺北成年後見センター(福井フェニックスプラザ内)」では、制度の利用促進のため、専門家による相談対応のほか、制度等の普及啓発、市民後見人の養成講座などを行っています。 ※面談・出張による相談は予約が必要です

電話 0776-28-3775
FAX 0776-28-3776